

第69回 東京都卸売市場審議会 資料

使用料への消費税及び地方消費税の転嫁について

1 市場使用料への消費税及び地方消費税の転嫁について・・・1

- ・ 市場財政の現状
- ・ 市場使用料の改定状況
- ・ 現行使用料内容の一覧表
- ・ 売上高割使用料の新旧対照表
- ・ 施設使用料の新旧対照表
- ・ 大都市中央卸売市場「市場使用料」一覧表
- ・ 東京都中央卸売市場条例新旧対照表（抄）

2 と畜使用料への消費税及び地方消費税の転嫁について・・・12

- ・ と場財政の現状
- ・ と畜使用料の改定状況
- ・ 現行使用料内容の一覧表
- ・ と畜使用料の新旧対照表
- ・ 近県と畜場の使用料

1 市場使用料への消費税及び地方消費税の転嫁について

(1) 市場財政の現状

地方公共団体が経営する市場事業は、地方財政法により公営企業として位置付けられており、経営に当たっては特別会計を設け独立採算で行うことが原則とされている。

また、東京都中央卸売市場では、市場事業に地方公営企業法の財務規定を適用し、企業会計方式により運営している。

中央卸売市場会計は、営業収支については、昭和 42 年度以降連続して赤字となっており、平成 24 年度決算においても約 15 億円の赤字を計上している。

一方、経常収支においては、平成 12 年度の施設使用料改定や、企業債発行抑制及び繰上償還等によるコスト縮減により、平成 12 年度以降黒字で推移しており、平成 24 年度決算においても約 3 億円の黒字となっている。

(2) 消費税法改正等について

① 消費税法等の改正と主な改正内容について

平成 24 年 8 月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等が公布され、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の率を平成 26 年 4 月 1 日から 8% に、平成 27 年 10 月 1 日から 10% に引き上げることとされた。

ただし、引上げに当たっては、経済状況等を勘案し、停止を含め所要の措置を講じるとの附則が設けられた。

② 消費税率の引上げについて

平成 25 年 10 月 1 日、国は予定通り平成 26 年 4 月 1 日から税率を 8% に引き上げることを閣議決定した。

なお、10% への引上げについては、「あらためて経済状況等を総合的に勘案し、適切に判断する」としている。

③ 消費税の価格転嫁対策について

国は、消費税率の引上げに際し消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法を制定した。

同法では、消費税の転嫁拒否等の行為の是正や、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じること等を規定しており、平成25年10月1日より施行されている。

なお、同法は平成29年3月31日までの時限措置とされている。

また、国は、消費税価格転嫁等総合相談センターの設置や、約20万の事業者に対して法の遵守の徹底等を要請するなど、消費税の転嫁等に関する様々な取組を実施している。

(3) 使用料への消費税転嫁の考え方

① 適正な転嫁の必要性

消費税は、国内における商品の販売やサービスの提供等を課税対象としており、取引の各段階において課税される。

税金分は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれ次々と転嫁され、最終的に商品を購入し又はサービスの提供を受ける消費者が負担することとなる。

一方、納税義務者は、製造、卸、小売、サービスなどの各段階の事業者等であり、各事業者が課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除した額を申告し、納税する仕組みとなっている。

また、地方公共団体については、消費税法第60条第1項により、会計ごとに法の適用を受けることが定められている。

一般会計については、消費税法第60条第6項及び第7項により、納税義務が課されていないが、特別会計（公営企業会計、準公営企業会計を含む。）については、専ら一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計を除き、納税義務が課されている。

そのため、市場会計は、消費税の納税義務者となることから、法の趣旨に則り適正に転嫁を行う必要がある。

② 市場事業の円滑な推進

市場会計は、営業収支ベースでは赤字が継続しており、利息収入等により経常黒字を維持している状況である。

今後も、市場機能を維持し、都民に生鮮食料品等を安定的に供給していくためには、老朽化した施設・設備の維持、更新を行っていく必要がある。

そのため、市場の基幹収入である使用料については、適正に消費税を転嫁することで今後の事業を円滑に推進していく。

③ 条例・規則改正の考え方

ア これまでの改定により、現行の使用料には消費税5%が既に転嫁されている。

よって、売上高割使用料、施設使用料ともに消費税率引上げ分(3%)の転嫁のみを行う。

イ 施設使用料については、本体価格と消費税を明確に区分し、現行の使用料から消費税5%相当額を控除した額に100分の108を乗じた額とする。

ウ 使用料以外に、条例上の卸売価格や仕切り及び送金の規定について、消費税率の引上げに伴い「100分の5」から「100分の8」に改める。

④ 改正の時期（予定）

平成26年4月1日

市場財政の現状

(単位:億円)

	22年度決算	23年度決算	24年度決算
営業収益	139	136	138
売上高割使用料	30	29	29
施設使用料	80	80	79
雑収益	29	27	30
営業費用	152	151	153
管理費・業務費	102	99	102
減価償却費・資産減耗費	50	52	51
営業損益	△13	△15	△15
営業外収益	27	36	29
受取利息及び配当金	5	2	2
一般会計補助金	19	30	23
その他	3	4	4
営業外費用	6	18	11
生鮮食料品流通対策費	2	15	8
企業債利息等	4	3	3
経常損益	8	3	3
特別損益	53	0	0
当年度純損益	61	3	3
累積欠損金	△68	△65	△62

市場使用料の改定状況

改定年月日	改定内容
昭和 10 年 2 月 11 日	中央卸売市場開設に伴い、市場建設費（公債）の元利償還金＋市場経営費の実費を基本とし、他市場、一般のビル使用料、貸室料、使用者の営業収益状態を斟酌して設定
昭和 22 年 4 月 1 日	戦後復旧工事、一般経営費の増加に対処するため改定
昭和 24 年 2 月 15 日	経済情勢の変動、都財政上の理由から改定
昭和 28 年 4 月 1 日	市場施設整備拡張 5 ヶ年計画の策定に伴い改定
昭和 32 年 4 月 16 日	復旧的営繕費への充当、特別会計化のための財源充実のため改定 売上高割使用料が現在の料率に定められる。
昭和 51 年 1 月 1 日	昭和 32 年以降改定していないこと等により改定 (施設使用料 2.64 倍程度)
昭和 54 年 4 月 1 日	財政の健全化等のため改定 (施設使用料 1.27 倍程度)
昭和 57 年 4 月 1 日	財政基盤の確立等のため改定 (施設使用料 1.34 倍程度)
昭和 61 年 7 月 1 日	財政基盤の確立等のため改定 (施設使用料 1.33 倍程度) 激変緩和措置を講じる。 (61 年 7 月以降は 1.18 倍程度、62 年 4 月以降は 1.33 倍程度) 使用料算定要領を制定
平成 6 年 4 月 1 日	財政基盤の確立等のため改定 (売上高割使用料 消費税 3 % 上乗せ) (施設使用料 1.15 倍程度、消費税 3 % 含む) 激変緩和措置を講じる。 (6 年 4 月以降は 1.08 倍程度、7 年 4 月以降は 1.15 倍程度)
平成 9 年 4 月 1 日	消費税率改定による見直し (売上高割使用料 消費税 2 % 上乗せ)
平成 12 年 4 月 1 日	財政基盤の確立等のため改定 (施設使用料 1.16 倍程度、消費税率改定分 2 % 含む) 激変緩和措置を講じる。 (12 年 4 月以降は 1.08 倍程度、13 年 4 月以降は 1.14 倍程度、14 年 4 月以降は 1.16 倍程度)

現行使用料内容の一覧表

(1) 食肉市場以外の市場（東京都中央卸売市場条例施行規則別表第5）

種 別	使 用 料	
卸 売 業 者 売 場 使 用 料	1 生鮮水産物（海そうを含む。）及びその加工品、野菜（きのこを含む。）及び果実並びにこれらの加工品（つけ物を除く。）、花き並びに第63条の2第1項第8号に規定するその他の食料品 卸売金額（販売価格に数量を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額とする。以下この表及び別表第6において同じ。）の 1,000分の2.5	
	2 鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品並びにつけ物 卸売金額の 1,000分の1.25 ただし、知事が特に必要と認める特定の分場につき、卸売金額の1,000分の0.5を限り料率を減ずることができる。	
	卸売業者売場 1月1㎡につき 530円	
仲 卸 業 者 売 場 使 用 料	仲卸業者が条例第73条第2項ただし書の規定により物品を買い入れて販売する場合の買入れ物品 1 生鮮水産物（海そうを含む。）及びその加工品、野菜（きのこを含む。）及び果実並びにこれらの加工品（つけ物を除く。）、花き並びに第63条の2第1項第8号に規定するその他の食料品 販売金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含まない額に100分の105を乗じて得た額とする。以下この表、別表第6、別表第8及び別表第9において同じ。）の 1,000分の2.5	
	2 鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品並びにつけ物 販売金額の 1,000分の1.25	
	仲卸業者売場 1月1㎡につき 2,090円	
関 連 事 業 者 営 業 所 使 用 料	販売金額（生鮮食料品等の販売に限る。）の 1,000分の1	
	関連事業者営業所 1月1㎡につき 2,320円	
事 務 室 使 用 料	1月1㎡につき 2,150円 ただし、売買参加者若しくは買出人の団体が使用する場合、市場業務従事者の団体が使用する場合、市場内の文化的事業の用に供するために使用する場合又は市場関係者のための食堂（以下「厚生食堂」という。）として使用する場合であって、知事が特に必要と認めるときは、	
	1月1㎡につき 1,160円	
集 会 所 使 用 料	1回(3時間以内)につき	
	1 収容面積50㎡以上のもの 5,000円 2 前号以外のもの 2,000円	
荷さばき場使用料	1月1㎡につき 530円	
作 業 所 使 用 料	1月1㎡につき 1,370円	
バナナ発酵室使用料	1月1㎡につき 1,490円	
買荷保管所使用料	1月1㎡につき 246円	
棧 橋 使 用 料	総トン数1トンにつき24時間までごとに 15円	
倉 庫 使 用 料	1月1㎡につき	
	1 市場において取り扱う販売物品を保管するために設置されたもの 1,000円 2 前号以外のもの 625円	
冷 蔵 庫 使 用 料	1月1m3につき	
	1 冷蔵室の保管温度が常時摂氏零下40度以下に保たれているもの 1,190円	
	2 冷蔵室の保管温度が常時摂氏零下20度以下零下30度未満に保たれているもの 930円	
	3 冷蔵室の保管温度が常時摂氏零下10度以下零下20度未満に保たれているもの 840円	
4 冷蔵室の保管温度が常時摂氏10度以下零下2度未満に保たれているもの 595円		
通 過 物 使 用 料	1 生鮮水産物（海そうを含む。）及びその加工品1トンにつき 1,330円	
	2 野菜（きのこを含む。）及びその加工品1トンにつき 335円	
	3 果実及びその加工品1トンにつき 665円	
	4 第63条の2第1項第8号に規定するその他の食料品1トンにつき 1,330円	
	5 花き1トンにつき 265円 ただし、知事が特に必要と認める場合は、当該通過物使用料の2分の1を限り減額することができる。	
車 両 置 場 使 用 料	1月1㎡につき 660円	
	ただし、売買参加者及び買出人の自動車为主として駐車するもの 355円	
そ の 他 の 施 設 使 用 料	厚生会館使用料 1月1㎡につき 615円	
	市場用地及び屋上使用料 1月1㎡につき	1 建物又は工作物の敷地として使用するもの 800円
		2 更地として使用するもの 440円
その他の使用料 1月1㎡につき 190円		

備考：1 通過物使用料中花きについては、1箱を100分の1トンとみなす。

2 その他の施設使用料中その他の使用料とは、中2階、渡り廊下等空間を使用する場合の使用料をいう。

(2) 食肉市場（東京都中央卸売市場条例施行規則別表第6）

種 別	使 用 料	
卸 売 業 者 売 場 使 用 料	1 肉類(鳥肉を除く。)及びその加工品並びに第63条の2第1項第8号に規定するその他の食料品 卸売金額の	1,000分の2
	2 鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品 卸売金額の	1,000分の1.25
	ただし、知事が特に必要と認める特定の分場につき、卸売金額の1,000分の0.5を限り料率を減 ずることができる。	
	卸売業者売場 1月1㎡につき	530円
仲 卸 業 者 売 場 使 用 料	仲卸業者が条例第73条第2項ただし書の規定により物品を買い入れて販売する場合の買入れ物品	
	1 肉類(鳥肉を除く。)及びその加工品並びに第63条の2第1項第8号に規定するその他の食料品 販売金額の	1,000分の2
	2 鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品 販売金額の	1,000分の1.25
	仲卸業者売場 1月1㎡につき	2,090円
関 連 事 業 者 営 業 所 使 用 料	関連事業者営業所 1月1㎡につき	2,320円
事 務 室 使 用 料	1月1㎡につき	2,150円
	ただし、売買参加者若しくは買出人の団体が使用する場合、市場業務従事者の団体が使用する場合、市 場内の文化的事業の用に供するために使用する場合又は厚生食堂として使用する場合であって、知事が特に 必要と認めるときは、	
	1月1㎡につき	1,160円
集 会 所 使 用 料	1回(3時間以内)につき	
	1 収容面積50㎡以上のもの	5,000円
	2 前号以外のもの	2,000円
荷 さ ば き 場 使 用 料	1月1㎡につき	530円
作 業 所 使 用 料	1月1㎡につき	695円
冷 蔵 室 使 用 料	1月1㎡につき	3,890円
内 臓 取 引 室 使 用 料	1月1㎡につき	925円
倉 庫 使 用 料	1月1㎡につき	
	1 市場において取り扱う販売物品を保管するために設置されたもの	1,000円
	2 前号以外のもの	625円
冷 蔵 庫 使 用 料	1月1m3につき	
	1 冷蔵室の保管温度が常時摂氏零下40度以下に保たれているもの	1,190円
	2 冷蔵室の保管温度が常時摂氏零下20度以下零下30度未満に保たれているもの	930円
	3 冷蔵室の保管温度が常時摂氏零下10度以下零下20度未満に保たれているもの	840円
	4 冷蔵室の保管温度が常時摂氏10度以下零下2度未満に保たれているもの	595円
車 両 置 場 使 用 料	1月1㎡につき	660円
	ただし、売買参加者及び買出人の自動車为主として駐車するもの	355円
そ の 他 の 施 設 使 用 料	市場用地及び 屋上使用料	
	1 建物又は工作物の敷地として使用するもの	800円
	2 更地として使用するもの	440円
	その他の使用料	190円

備考：その他の施設使用料中その他の使用料とは、中2階、渡り廊下等空間を使用する場合の使用料をいう。

売上高割使用料の新旧対照表

種別	取扱物品	現行		改定(案) 平成26年4月1日から	
卸売業者	水産物・青果・花き		1000分の2.5		1000分の2.5
	食肉	卸売金額（販売価格に数量を乗じて得た額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額とする。）の	1000分の2.0	卸売金額（販売価格に数量を乗じて得た額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。）の	1000分の2.0
	その他 (鳥肉、鳥卵など)		1000分の1.25		1000分の1.25
水産物・青果・花き	1000分の2.5		1000分の2.5		
仲卸業者 (いわゆる直荷)	水産物・青果・花き		1000分の2.5		1000分の2.5
	食肉	販売金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含まない額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額とする。）の	1000分の2.0	販売金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含まない額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。）の	1000分の2.0
	その他 (鳥肉、鳥卵など)		1000分の1.25		1000分の1.25
水産物・青果・花き	1000分の2.5		1000分の2.5		
関連事業者	生鮮食料品	販売金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含まない額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額とする。）の	1000分の1.0	販売金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含まない額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。）の	1000分の1.0

施設使用料の新旧対照表

(単位：円)

種別	内容	現行	※改定(案) 平成26年4月1日から	<参考> 税込 平成26年4月1日から	
卸売業者売場	1月1㎡につき	530	505	545	
仲卸業者売場	1月1㎡につき	2,090	1,991	2,150	
関連事業者営業所	1月1㎡につき	2,320	2,210	2,386	
事務室	1月1㎡につき	2,150	2,048	2,211	
	売買参加者及び買出人団体等	1,160	1,105	1,193	
集会所	1回(3時間以内につき)	5,000	4,762	5,142	
	50㎡未満	2,000	1,905	2,057	
荷さばき場	1月1㎡につき	530	505	545	
作業所	1月1㎡につき	1,370	1,305	1,409	
バナナ発酵室	1月1㎡につき	1,490	1,420	1,533	
買荷保管所	1月1㎡につき	246	235	253	
栈橋	総トン数1トンにつき24時間ごと	15	15	16	
倉庫	1月1㎡につき	1,000	953	1,029	
	市場で取り扱う販売物品以外	625	596	643	
冷蔵庫	1月1m ³ につき				
	第1号 -40℃以下	1,190	1,134	1,224	
	第2号 -20℃以下-30℃未満	930	886	956	
	第3号 -10℃以下-20℃未満	840	800	864	
第4号 10℃以下-2℃未満	595	567	612		
通過物	1トンにつき				
	生鮮水産物・その他加工品	1,330	1,267	1,368	
	野菜・その他加工品	335	320	345	
	果実・その他加工品	665	634	684	
	鳥肉・鳥卵・肉類・加工品・漬物	1,330	1,267	1,368	
花き	265	253	273		
車両置場	1月1㎡につき	660	629	679	
	売買参加者及び買出人団体等	355	339	366	
その他の施設	1月1㎡につき				
	厚生会館	615	586	632	
	建物工作物の敷地	800	762	822	
	さら地	440	420	453	
その他	190	181	195		
食肉市場	作業所	1月1㎡につき	695	662	714
	冷蔵室	1月1㎡につき	3,890	3,705	4,001
	内臓取引室	1月1㎡につき	925	881	951

※ 改定(案)の金額に100分の108を乗じるものとする。

(1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てる。)

大都市中央卸売市場「市場使用料」一覧表

平成25年11月1日現在

(単位：売上高割使用料：1000分比、施設使用料：円/㎡月)

都市名	東京都	札幌市	川崎市	横浜市	名古屋市	京都市							
施行日	H.14.4.1	H.24.5.1	H.25.10.1	H.16.8.1	H.18.6.1	H.22.4.1							
種別	条 例 規 則	条 例 規 則	条 例 規 則	条 例 規 則	条 例 規 則	条 例 規 則							
売上高割使用料	水産	4	2.5	2.5	2.5	6	2.5	3	2.5	7	2.5	3	2.5
	青果	4	2.5	2.5	2.5	6	2.5	3	2.5	7	2.5	3	2.5
	食肉	4	2	—	—	—	—	3	2	7	2	3	2.5
	花き	4	2.5	—	—	6	1.5	3	1	—	—	—	—
その他	4	1	2.5	2.5	6	1	3	1	7	1.6	2.5	1	2
			1.25							2.5		2.5	2.5
施設使用料	卸売業者売場	530	530	1,122	1,122	500	280	50	40	335	179	390	272
							500	500	280	335	335	390	390
	低温卸売業者売場	—	—	1,122	1,122	1,110	550	900	720	1,711	1,102	2,096	760
							1,110			1,711	1,711	2,096	2,096
	仲卸業者売場	2,090	2,090	1,122	1,122	2,300	1,710	660	660	1,449	893	2,330	1,863
								1,900	1,490	1,449	1,449	2,330	2,330
	関連事業者営業所	2,320	2,320	1,122	1,122	2,500	900	500	130	1,449	335	2,449	94
										1,449	1,449	2,449	2,330
	事務室	2,150	1,160	697	697	2,000	900	540	200	1,737	745	1,535	305
		2,150	2,244	2,244	1,100	1,800	1,650	1,737	1,737	1,737	1,535	1,535	
買荷保管所	253	246	—	—	1,900	280	430	280	—	—	810	755	
						900	2,020	2,020	—	—	810	755	
倉庫	1,000	625	785	785	2,000	900	230	80	861	451	1,752	202	
		1,000				1,140	1,900	1,490		861	451	1,752	
冷蔵庫	月1㎡ 1,220	月1㎡ 595～ 1,190	保冷配送センター 月1棟285月1棟285 ～309万円～309万円		2,500	770	880	330	2,910	1,239	2,910	月1棟 660万円 983万円 月1㎡ 2,835	月1棟 103～ 983万円 月1㎡ 2,835
					2,700	1,350	4,660	4,660					
車両置場	660	355 660	月1台 8,500	月1台 8,500	400	350	・月1㎡ 300～ 1,000 ・月1台 3,000	・月1㎡ 280～ 600 ・月1台 3,000	440	440	810	139 810	

都市名	大阪市	大阪府	神戸市	広島市	北九州市	福岡市							
施行日	H.24.5.1	H.24.4.1	H.21.5.1	H.18.1.1	H.12.5.1	H.21.5.1							
種別	条 例 規 則	条 例 規 則	条 例 規 則	条 例 規 則	条 例 規 則	条 例 規 則							
売上高割使用料	水産	2.5	—	3	2.5	7	2.7	3	—	5	3		
	青果	2.5	—	3	2.5	7	2.7	3	—	5	3		
	食肉	2	—	—	—	3	2	7	2	—	5	3	
	花き	—	—	—	—	3	2.5	7	3.2	—	—	—	
その他	1	—	3	1.5	3	0.5	7	1.35	—	—	5	3	
	1.5	—				1		3.2					
施設使用料	卸売業者売場	199	—	345	—	812	160	116	81	110	—	170	155
		987					320	616	185			380	260
	低温卸売業者売場	—	—	月1式 230,384	—	1,134	1,134	月1式 523,184	月1式 523,184	800	—	月1式 23.7～ 188.9万円	月1式 14.9～ 116.2万円
	仲卸業者売場	1,386	—	2,422	—	2,014	462	778	735	400	—	800	600
		2,488					2,014	1,892	1,470	700		1,250	1,250
	関連事業者営業所	1,018	—	2,845	—	2,039	897	1,733	399	600	—	1,330	600
		3,706		5,013			2,039	2,989	2,079	800		2,300	2,300
	事務室	1,354	—	2,422	—	2,039	1,134	778	492	700	—	1,200	420
		3,706		2,845			2,039	2,100	1,838	900		2,350	2,300
買荷保管所	359	—	1,252	—	674	286	795	450	—	—	月1区画 20,000	月1区画 16,330	
	1,008					630	1,575	795			31,000	18,615	
倉庫	923	—	月1式 219万円	—	1,511	632	778	778	600	—	630	180	
	1,480					1,511	1,785	1,562	1,000		1,000	1,000	
冷蔵庫	2,094	—	1フロア 7～259万円	—	月1棟 855万円	月1棟 23～ 461万円	月1棟 271～ 1124万円	月1棟 215～ 491万円	月1棟 406万円	—	月1式 143.2～ 759万円	月1式 29.1～ 539.7万円	
	2,268												
車両置場	136	—	1区画 3,000～ 9,671	—	756	412	177万円	177万円	—	—	月1台 4,250～	月1台 3,000～	
	1,260					756					12,000	12,000	

注 京都市・大阪市・大阪府・神戸市・広島市は消費税込みの金額であり、札幌市・川崎市・横浜市・名古屋市・北九州市・福岡市の施設使用料は外税扱い(×1.05)である。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条（現行のとおり） （定義）</p> <p>第2条（現行のとおり）</p> <p>2から10（現行のとおり）</p> <p>11 この条例において「卸売価格」とは、販売価格にその<u>100分の8</u>に相当する額を加えた価格をいう。</p> <p>第3条から第79条（現行のとおり） （仕切り及び送金）</p> <p>第80条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品名、等級、単価（販売価格の単価とする。以下この条において同じ。）、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及びその合計額の<u>100分の8</u>に相当する額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第86条ただし書の規定により卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品名、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及びその合計額の<u>100分の8</u>に相当する額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む額とする。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を正確に記載した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、受託契約約款で特別の定めをした場合は、この限りでない。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 食肉部の卸売業者は、家畜を解体し、枝肉として卸売をしたときは、第1項の規定による売買仕切書には、枝肉に係る事項のほか原皮、内臓その他の副産物の販売価格及びその合計額の<u>100分の8</u>に相当する額を記載しなければならない。</p> <p>4（現行のとおり）</p> <p>第81条から第124条まで（現行のとおり）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2から10（略）</p> <p>11 この条例において「卸売価格」とは、販売価格にその<u>100分の5</u>に相当する額を加えた価格をいう。</p> <p>第3条から第79条（略） （仕切り及び送金）</p> <p>第80条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品名、等級、単価（販売価格の単価とする。以下この条において同じ。）、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及びその合計額の<u>100分の5</u>に相当する額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第86条ただし書の規定により卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品名、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及びその合計額の<u>100分の5</u>に相当する額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む額とする。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を正確に記載した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、受託契約約款で特別の定めをした場合は、この限りでない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 食肉部の卸売業者は、家畜を解体し、枝肉として卸売をしたときは、第1項の規定による売買仕切書には、枝肉に係る事項のほか原皮、内臓その他の副産物の販売価格及びその合計額の<u>100分の5</u>に相当する額を記載しなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>第81条から第124条まで（略）</p>

2 と畜使用料への消費税及び地方消費税の転嫁について

(1) と場財政の現状

と畜場事業については、特別会計を設け経理することが地方財政法により義務付けられている。

と場会計は、平成24年度決算で見ると、歳出全体に対する使用料・手数料収入の割合は約24%となっている。歳出・歳入差引不足額は、全額一般会計から繰り入れており、この繰入金比率は約70%となっている。

(2) 使用料への消費税転嫁の考え方

① 転嫁の必要性

地方公共団体については、消費税法第60条第1項により、会計ごとに法の適用を受けることが定められている。

そのため、と場会計は、市場会計と同様に消費税の納税義務者となることから、法の趣旨に則り適正に転嫁を行う必要がある。

② 条例・規則改正の考え方

ア これまでの改定により、現行の使用料には消費税5%が既に転嫁されている。

よって、と畜使用料について、消費税率引上げ分(3%)の転嫁のみを行う。

イ 本体価格と消費税を明確に区分し、現行の使用料から消費税5%相当額を控除した額に100分の108を乗じた額とする。

③ 改正の時期(予定)

平成26年4月1日

と場財政の現状

(単位:百万円)

	22年度決算	23年度決算	24年度決算
歳入計①	1,575	1,691	1,707
使用料及手数料	1,356	1,279	1,361
国庫支出金	2	0	0
諸収入	56	48	64
都債	161	364	282
歳出計②	5,591	5,838	5,656
管理費	2,126	2,119	2,118
運営費	2,040	2,003	2,082
施設整備費	166	368	286
公債費会計繰出金	1,259	1,348	1,170
差引不足額(①－②)	△ 4,016	△ 4,147	△ 3,949
一般会計繰入金	4,016	4,147	3,949

と畜使用料の改定状況

改定年月日	改定内容
昭和 51 年 1 月 1 日	収支改善のため、市場使用料に合わせて改定 〔大動物 500 円→1,650 円(3.3 倍)、小動物 180 円→540 円(3 倍)〕
昭和 54 年 4 月 1 日	収支改善のため、市場使用料に合わせて改定 〔大動物 1,650 円→2,480 円(1.5 倍)、小動物 540 円→760 円(1.4 倍)〕
昭和 57 年 4 月 1 日	収支改善のため、市場使用料に合わせて改定 〔大動物 2,480 円→3,480 円(1.4 倍)、小動物 760 円→960 円(1.3 倍)〕
昭和 61 年 7 月 1 日	収支改善のため、市場使用料に合わせて改定 〔大動物 3,480 円→5,000 円(1.44 倍)、小動物 960 円→1,100 円(1.15 倍)〕
平成 6 年 4 月 1 日	収支改善のため、市場使用料に合わせて改定 〔大動物 5,000 円→5,500 円(1.1 倍、消費税 3%含む)〕
平成 12 年 4 月 1 日	収支改善のため、市場使用料に合わせて改定 〔大動物 5,500 円→6,000 円(1.09 倍、消費税 2%含む)、 小動物 1,100 円→1,200 円(1.09 倍、消費税 5%含む)〕
平成 17 年 6 月 1 日	収支改善のため改定 〔大動物 6,000 円→12,000 円(2 倍)、 小動物 大貫豚を新規設定 1,680 円、羊を廃止、 切迫と畜 普通と畜の 2 倍→普通と畜の 1.5 倍、 臨時と畜 普通と畜の 3 倍→普通と畜の 1.5 倍〕

現行使用料内容の一覧表

(東京都立芝浦と場条例施行規則別表第1)

種 別	内 容	金 額	
と 畜 使 用 料	1 普通と畜		
	牛（生後1年以上）	1頭につき	12,000円
	牛（生後1年未満）	〃	2,400円
	馬（生後1年以上）	〃	12,000円
	馬（生後1年未満）	〃	5,760円
	豚（枝肉重量100kg未満）	〃	1,200円
	豚（枝肉重量100kg以上）	〃	1,680円
	2 特別と畜		
	切迫と畜		普通と畜の1.5倍に相当する額
	臨時と畜		普通と畜の1.5倍に相当する額
3 消毒料			
	と畜の際消毒の必要がある場合	実 費	

と畜使用料の新旧対照表

(単位：円)

種 別		現 行	※改定 (案) 平成26年4月1日から	＜参考＞ 税込 平成26年4月1日から
普通と畜	牛(生後一年以上) 一頭につき	12,000	11,429	12,343
	牛(生後一年未満) 一頭につき	2,400	2,286	2,468
	馬(生後一年以上) 一頭につき	12,000	11,429	12,343
	馬(生後一年未満) 一頭につき	5,760	5,486	5,924
	豚(枝肉重量百キログラム未満) 一頭につき	1,200	1,143	1,234
	豚(枝肉重量百キログラム以上) 一頭につき	1,680	1,600	1,728
特別と畜	切迫と畜	普通と畜の1.5倍	同左	同左
	臨時と畜	普通と畜の1.5倍	同左	同左
消毒料	と畜の際消毒の必要がある場合	実費	同左	同左

※ 改定 (案) の金額に100分の108を乗じるものとする。

(1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てる。)

近県と畜場の使用料(平成25年10月末現在)

(単位:頭/円)

種 別			牛			豚						
県	設置者	名 称	使用料	解体料	計	区分	使用料	解体料	計			
東京	公	都立芝浦と場	-	-	12,000	普通	-	-	1,200			
						大貫	-	-	1,680			
茨城	民	筑西食肉センター	4,711	2,390	7,101	普通	1,111	525	1,636			
						大貫	1,111	1,050	2,161			
	民	土浦食肉協同組合	実施していない			普通	1,417	525	1,942			
						大貫	2,415	525	2,940			
	民	協同組合 水戸ミートセンター				普通	1,186	493	1,679			
						大貫	1,186	493	1,679			
	民	取手食肉センター				普通	1,260	630	1,890			
						大貫	1,260	1,155	2,415			
	民	茨城協同食肉(株)				普通	1,134	714	1,848			
						大貫	1,134	1,869	3,003			
民	(株)茨城県中央食肉公社	普通				3,675	3,150	6,825	普通	1,050	735	1,785
		大貫				3,675	3,150	6,825	大貫	1,050	2,835	3,885
栃木	民	(株)栃木県畜産公社	2,205	3,045	5,250	普通	735	893	1,628			
						大貫	735	3,465	4,200			
群馬	民	(株)群馬県食肉卸売市場	3,412	3,412	6,825	普通	840	840	1,680			
						大貫	840	2,100	2,940			
埼玉	公	さいたま市と畜場	4,015	3,990	8,005	普通	815	998	1,813			
						普通(病畜)	815	1,628	2,443			
						大貫	1,172	1,995	3,167			
	民	川口食肉荷受(株)	-	-	11,025	-	-	1,890				
民	越谷食肉センター	-	-	8,400	-	-	1,890					
千葉	民	印旛食肉センター事業協同組合印旛食肉センター	実施していない			-	1,260	654	1,914			
	民	(株)千葉県食肉公社	8,085	2,835	10,920	-	1,155	630	1,785			
	公	横芝光町営東陽食肉センター	5,250	2,625	7,875	-	914	660	1,574			
神奈川	公	横浜市中央と畜場	1,575	5,775	7,350	大貫	365	3,500	3,865			
						普通	365	1,050	1,415			
						小貫	365	550	915			
	民	(株)神奈川食肉センター	4,200	4,200	8,400	普通	997	998	1,995			
大貫	997	1,998	2,995									
参考	平 均		8,331			普通			1,739			
	大貫					大貫			3,023			
	最 高	都立芝浦と場	12,000			普通	(株)神奈川食肉センター		1,995			
						大貫	(株)栃木県畜産公社		4,200			
	最 低	(株)栃木県畜産公社	5,250			普通	都立芝浦と場		1,200			
大貫						都立芝浦と場		1,680				

大貫 枝肉重量100kg以上
 普通貫 " 未満
 [小貫 " 30kg未満(横浜市中央と畜場のみ)]